

平成21年10月吉日

東京司法書士会会員 各位

東京青年司法書士協議会

会長 安藤 剛史

## 東京地裁破産部に対する国賠訴訟の傍聴のお願い（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、皆様もご存知のとおり、東京地裁破産部は「少額管財手続」及び「即日面接手続」を代理人申立事件に限っており、本人申立てによる自己破産を事実上排除するかのような運用を行っております。当会では、この運用の改善を求めて、要求書の提出などを行ってまいりました。

また、平成19年、当会の会員が、最高裁判所規程に基づき東京地裁破産部の運用決定・維持に関する司法行政文書の開示を求めたところ、開示を求めたすべての文書が存在しないなどとして、その開示をしない旨回答したため、国に対し、これにより生じた損害の賠償を求める訴訟を提起しました。本訴訟の第一審においては、多くの皆様に傍聴していただきありがとうございました。

ところが、原告敗訴の判決となったため控訴し、控訴審の第2回口頭弁論期日が裏面のとおりに開廷されます。控訴審では3名の弁護士が原告の代理人となっています。この訴訟は、裁判所の公務執行の適正担保の回復を射程に含むものであります。

当会では、皆様にこの期日の傍聴をお願いするとともに、東京地裁破産部の運用改善のためのご協力を是非ともお願い申し上げます。

運用改善のための活動にご協力頂ける方は、裏面の東京地方裁判所破産部の運用改善を求める会事務局までご連絡ください。また、書類作成の疑問、対処法についての支援（フォローアップ研修）も行っておりますので、奮ってご参加下さい。

【傍聴】（どなたでもご自由に傍聴できます）

平成21年10月29日（木）10：30～

東京高等裁判所 808号法廷

控訴人（一審原告） 後閑 一博 被控訴人（一審被告） 国  
原告代理人 弁護士 森川 文人 吉田 悌一郎 戸舘 圭之

【フォローアップ研修、運用改善を求める会の会議】

月に1～2回、定期的に行っていますのでお問い合わせ下さい

場所：マザーシップ司法書士法人 四谷事務所  
（新宿区四谷1-7日本写真会館4階）

<問い合わせ先>

東京都北区赤羽二丁目6番3号

東京地方裁判所破産部の運用改善を求める会 事務局 山本 栄一

TEL 03-3598-0444 FAX 03-3598-0445

e-mail : hyfkd224@yahoo.co.jp

## 参加申込書

（参加を希望するものにチェック☑してください。）

- ① 運用改善を求める会の活動  
 ② フォローアップ研修

氏名 ..... 支部 ..... 登録番号 .....

電話 ..... FAX .....

申込書送信先 FAX 03-3598-0445

